

2022年1月1日施行の改正電子帳簿保存法に関する補足

2021年9月27日

電子帳簿保存法に対応するための電子契約の管理方法について、本書における記載は、一部を除き2022年1月1日施行予定の法改正（以下「本改正」といいます）前の記載となっておりますので、本改正について下記のとおり補足をさせていただきます。

記

1 本改正の概要

本改正における電子取引に関する主な改正は、(1)保管方法、(2)検索性の要件の確保、(3)真实性の確保の要件、および4重加算税に関するものです。これらの項目についての本改正前後の比較内容は【図表1】のとおりです（下線は変更箇所）。

【図表1】改正電子帳簿保存法（2022年1月1日施行）の主な改正内容

	本改正前	本改正後	本改正の概要
(1)電子取引を行った場合の保管方法	電子取引について、取引情報に係る電磁的記録での保存義務があるが、出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる（電子帳簿保存法10条ただし書）。	電子取引について、取引情報に係る電磁的記録での保存義務がある。 <u>出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることはできない</u> （改正法7条）。	電子契約により締結した契約書は、出力書面等の保存はできず、電磁的記録での保存が必須になる。
(2)検索性の確保の要件	①取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（②および③において「記録項目」という）を検索の条件として設定することができること ②日付または金額に係る記録項目については、そ	① <u>取引年月日その他の日付、取引金額および取引先</u> （②および③において「記録項目」という）を検索の条件として設定することができること ②日付または金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること ③2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することがで	検索性の確保の要件が一部緩和される。

	<p>の範囲を指定して条件を設定することができること</p> <p>③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること（電子帳簿保存法施行規則3条1項5号，3条5項7号の準用）</p>	<p>きること。</p> <p><u>・国税に関する法律の規定による電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合（つまり，税務職員による質問検査権に基づくは電子取引の取引情報に係る電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合），②および③は不要。また，小規模事業者（基準期間の売上高1,000万円以下）が，上記に応じることができるようにしている場合，検索性の確保の要件のすべてが不要（改正施行規則2条6項，同4条1項）</u></p>	
(3) 真実性の確保の要件	<p>真実性の確保の要件を電磁的記録受領後にタイムスタンプを付すことによって満たす場合，取引情報の受領後遅滞なくタイムスタンプを付与する必要がある（同施行規則8条1項）。</p>	<p>真実性の確保の要件を電磁的記録受領後にタイムスタンプを付すことによって満たす場合，取引情報の受領後，<u>速やかに（またはその業務の処理に係る通常の間を経過した後，速やかに）</u>タイムスタンプを付与する必要がある（改正施行規則4条1項）。</p>	<p>タイムスタンプ付与期間が変更される。</p>
(4) 重加算税	<p>税務調査等で「故意」を前提とする仮装隠ぺいによる不正が見つかった場合は，追徴税額の35%の重加算税が課される。</p>	<p><u>取引情報に係る電磁的記録に関し，隠蔽し，または仮装された事実があった場合，その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される（改正法8条5項）。</u></p>	<p>重加算税が加重される。</p>

2 本改正が与える影響

(1) 電子取引の保管方法

国税関係書類に該当する契約書について，電磁的記録のまま保存するための5つの要件を満たさない場合には，本改正前においては，プリントアウトして紙で保存する対応が可能でした。そのため，本改正前に電子契約を導入した企業の中には，電子帳簿保存法についてあまり意識せず，紙を保存する形で対応している企業も多いと考えられます。しかしながら，

本改正後は国税関係書類に該当する電子契約をプリントアウトして紙で保存する対応は認められないこととなります。

したがって、本改正を踏まえ、電子契約を導入済みの企業でありながら、電磁的記録のまま保存するための要件に未対応の企業は、これを機に契約の保管・管理の電子化を真剣に検討すべきであるといえます。

また、電子契約をこれから導入する企業においては、電子帳簿保存法に定める電磁的記録での保存義務をどのように満たすかを検討する必要があります。これまで契約書の管理を紙ベースで行ってきた企業では、電子契約締結システムの導入を機に契約書の保管・管理の方法の見直しが必要になり得ます。また、導入時のサービス提供事業者を選定する時に、本改正を踏まえた電子帳簿保存法に当該サービスが対応しているかについて、各要件に即して検討していくことが求められます。

(2) 検索性の確保の要件

本改正において、一定の条件付きで検索性の確保の要件は緩和されており、本要件を満たすことに苦慮していた企業にとって影響が大きいものと考えられます。

すなわち、電子帳簿保存法で定める検索方法は「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の項目において、日付と金額の範囲指定、2以上の項目の複合条件設定ができることが必要でしたが、「電磁的記録の提示および提出の要求に応じる場合」には、このような範囲指定や複合条件設定ができなくても許容されることとなります。

その結果、検索性の確保の要件を満たす機能を確保するためには、対象となる電磁的記録のファイル名に、規則的に記録項目を入力（例えば、取引年月日その他の日付〈西暦〉、取引先、取引金額の順で統一）することにより、フォルダ内の検索機能を使用して検索できる状態にしておくことで対応できることとなります。例えば、2022年4月1日に取引先X社と10万円の売買契約を電子契約締結システムで締結した場合には、電子契約のPDFファイル名を「20220401_X社_100,000」とし、「取引の相手先」や「各月」等の任意のフォルダに格納することで対応できます。また、エクセル等による検索簿を備え付けておくといった方法も許容されることとなります。対象となる電磁的記録のファイル名に、規則的に記録項目を入力する代わりに、索引簿を作成し、電子契約のPDFファイルのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理することもできます（国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】（令和3年7月）」問12参照）。

この緩和された検索性の確保の要件が適用されるためには、「電磁的記録の提示および提出の要求に応じる場合」であることが必要です。これは税務職員から税務調査の場合に、電磁的記録についてのダウンロードの求めがあった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいう、とされています（令和3年7月9日改正後の取扱通達7-7）。ダウンロードの求めの対象は、当該電磁的記録であるため、例えば、当該電磁

的記録に関する履歴データ等のほか、当該電磁的記録を補完するための取引先コード表等も含まれることとなります。さらに、その提供の形態については、当該電磁的記録において通常出力が可能な範囲で、求めに応じた方法（例えば出力形式の指定等）により提供される必要があるため、例えば、CSV 出力が可能であって、税務職員が CSV 出力形式でダウンロードを求めたにもかかわらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合は、当該ダウンロードの求めに応じたことにはならない、とされています（国税庁【令和3年7月9日付課総 10-10 ほか7課共同『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について』（法令解釈通達）等の趣旨説明について】15頁）。

(3) 真実性の確保の要件

電子帳簿保存法における電磁的記録のまま保存するための5つの要件のうち、真実性の確保の要件を電磁的記録受領後にタイムスタンプを付すことによって満たす場合において、タイムスタンプ付与期間が現行法では「遅滞なく」となっていますが、本改正後においては、「速やかに（またはその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）」となり、タイムスタンプの付与時期の制限が緩和されることとなります。しかしながら、通常、真実性の確保の要件に対応するために認定タイムスタンプが用いられる場合には、契約当事者自身が付与する方法ではなく、サービス提供事業者が認定タイムスタンプを付与する方法によることになると思われるため、ユーザとしてこの改正は、あまり電子契約についての現在の運用に影響を与えないと考えられます。

(4) 重加算税

取引情報に係る電磁的記録に関して隠蔽又は仮装された事実に基づいて申告し、当該電磁的記録の改ざんが把握された際は、通常課される重加算税の額に10%が加重されます。そのため、各社にとって不正や不備を防ぐ対策や措置がこれまで以上に重要になると考えられます。

3 本書の記載

本書では、国税関係書類に該当する契約書について、電磁的記録のまま保存するための5つの要件を満たさない場合には、プリントアウトして紙で保存する対応が可能であることを以下の対象箇所にて説明しています。しかしながら、本改正法では、電子契約をプリントアウトして書面により保存する方法は認められなくなるため（【図表1】の(1)）、本改正以降は電磁的記録のまま保存することが求められる点にご留意ください。

対象箇所：22頁1行目以下、113頁12行目以下、191頁【A】の9行目以下、191頁下から4行目以下、193頁【図表2】左から3列目（保存態様の列）、193頁【図表

2】の次3行目以下，198頁【**図表5】**の次1行目以下，200頁【**A】**の次3行目以下，211頁【**A】**の次3行目以下，318頁下から1行目以下，331頁13行目以下，358頁13行目以下。

また，本書では，電子帳簿保存法における電磁的記録のまま保存するための5つの要件の1つである検索性確保の要件が，本改正後緩和されるという点について，以下の対象箇所の説明していますが，これは【**図表1】**の(2)と同じ改正内容を説明しています。

対象箇所：212頁5行目以下

さらに，本書では，電子帳簿保存法における電磁的記録のまま保存するための5つの要件のうち，真実性の確保の要件を電磁的記録受領後にタイムスタンプを付すことによって満たす場合において，タイムスタンプ付与期間が現行法では「遅滞なく」となっていますが，本改正後においては，「速やかに（またはその業務の処理に係る通常の間を経過した後，速やかに）」となります（【**図表1】**の(3)）。

対象箇所：201頁【**図表1】**左から2列目・上から3行目（2号の改正法（2020年10月1日以降）の欄），201頁【**図表1】**の次5行目以下。

以上